

令和6年第2回木津川市議会定例会

請　願　文　書　　表

受理番号	受理年月日	件　　名	請願の要旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員 氏　名	付　託 委員会
6-3	令和6年 5月28日	中等度以上の難聴者 の補聴器購入に 対する公的補助制 度の実施を求める 請願書	<p>1 請願の趣旨 木津川市民の生活・福祉向上の日頃のご尽力に敬意を表します。</p> <p>難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になります。最近では、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。</p> <p>国連の世界保健機関（WHO）では、中等度難聴からの補聴器の装用が推奨され、欧州諸国は補聴器装用を「医療カテゴリー」で対応して、手厚い公的補助を行っています。中等度難聴者に対する補聴器の普及は、認知症予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制、事故の防止などに寄与するものと考えます。</p> <p>しかし、わが国では「障がいのカテゴリー」で限定的な対応となっています。現在、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度により、補聴器の購入に要する費用の一部を支給されていますが、制度の対象者は、聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象となる高度難聴以上（両耳70デシベル以上、又は片方の耳が90デシベル以上で、かつ他方の耳が50デシベル以上）となっており、中等度（40デシベル以上～70デシベル未満）以上の難聴者は対象外となっています。</p> <p>高齢化が進むなか、補聴器装用を「医療カテゴリー」の対応とし、中等度の加齢性難聴者に対する公的補助が求められています。すでに全国の多くの地方自治体が同主旨の意見書を国に提出しています。市区町村で独自の補聴器購入公的補助制度の実施は192市区町村（2023.5.31現在）にまで拡大しています。京都府内でも京丹後市、精華町で補助制度が実現しています。</p> <p>補装具費の支給制度の対象とならない中等度難聴者</p>	木津川市兜台 中森 啓之  木津川市加茂町 酒井 孝子  木津川市南加茂台 岩田 二郎	西山 幸千子  山本 しのぶ	厚生常任 委員会

		<p>の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう下記の項目について請願します。</p> <p>2 請願事項 中等度難聴者の補聴器購入に対する公的支援補助制度を創設すること。</p>		
--	--	--	--	--